

〈所得税還付金額の目安〉

(単位:円)

		寄附金額									
		1万		5万		10万		50万		100万	
		税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
課税所得金額	300万	3,200	800	19,200	4,800	39,200	9,800	50,625	49,800	50,625	99,800
	500万	3,200	1,600	19,200	9,600	39,200	19,600	143,125	99,600	143,125	199,600
	700万	3,200	1,840	19,200	11,040	39,200	21,100	199,200	101,100	243,500	201,100
	1000万	3,200	2,640	19,200	15,840	39,200	32,340	199,200	164,340	399,200	329,340

※所得税還付金額は、個人の所得、各種控除額により異なりますので、上記還付額目安は参考としてください。

〈寄附金控除を受けるための手続き〉

- ① 所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受ける場合は、ご寄附をいただいた翌年の確定申告期間に所轄税務署に対して所得税の確定申告をする必要があります。
- ② 個人住民税の寄附金税額控除のみの適用を受けることもできます。詳細については、ご寄附いただいた翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- ③ 上記の申告に当たっては、本学園発行の領収書と各種証明書(写)を添えて行ってください。手続きに必要な書類は、寄附金の入金確認でき次第、ご送付いたします。

(2) 法人・企業等の場合

企業等法人が私立学校へ寄附した場合、支出した寄附金の全額を損金の額に算入することができる唯一の制度になります。

- 「特定公益法人」への特定寄附金として、一般寄附金の損金算入限度額に相当する金額まで、別枠として損金算入されます。

〈個人情報の取り扱いについて〉

寄附者の住所、氏名、寄附額などの個人情報は厳重に管理し、寄附者に係る領収書、礼状、免税措置の案内などの送付、連絡に使用します。ご寄附いただいた方の税制控除の事前準備として、行政機関へ寄附者名簿(※注)を提出する場合があります。この名簿提出についてご同意いただけない場合は学校事務室までお申し出ください。

(※注)寄附者名簿について

大阪府や府内各市より要請があった場合は、本学園より寄附者名簿を提出することとなっていますので予めご了承くださいようお願い申し上げます。寄附者名簿には寄附者氏名、住所、寄附金額、寄附受領日を記載いたします。



教育拡充基金

募金趣意書

初芝富田林中学校・高等学校

2026年4月より利晶学園中学校・高等学校に校名変更します

〒584-0058 大阪府富田林市彼方1801番地

TEL 0721-34-1010 FAX 0721-34-1090

https://www.rishogakuen.ed.jp/tondabayashi/



初芝富田林中学校・高等学校

2026年4月より利晶学園中学校・高等学校に校名変更します

教育拡充基金 ご寄附のお願い

本校は昭和59年4月に初芝高等学校富田林学舎から始まり、翌年に初芝富田林中学校・高等学校として独立し、南大阪の地で大阪の進学校を目指し多くの卒業生を輩出し昨年には開設40年を迎えるに至りました。現在、「本質を問い、本質を見極める力を養う」を教育目標に据え、広い視野と深い思考を持ち、自らの道を自らの力で切り拓く生徒を育てる学校でありたいと願い教育事業を展開しています。また、2025年度学園名称の変更に伴い、南河内の進学校という印象を払拭し大阪全域を視野に入れるため地域名を含まない学校名として2026年度には「利晶学園中学校・高等学校」に校名変更します。教育拡充基金は、本校の特色ある取り組みを加速させ、本校を応援いただくすべての皆様の想いを次世代へとつなぎ、教育研究活動のさらなる充実と生徒の育成を目指します。

皆様のご支援は、教育活動の重点事業に有意義に活用させていただきます。本校のさらなる発展のため、応援基金のご支援をお願いいたします。

学校法人 利晶学園
理事長 森島 朋三

初芝富田林中学校高等学校
校長 安田 悦司

初芝富田林中学校高等学校 保護者会
会長 井上 克美

募集目的等

- 募集目的 ①教育活動の充実
②教育施設および教育環境の充実・整備
- 募集期間 随時
- 対象 在校生保護者、卒業生、卒業生保護者、
その他趣旨に賛同される方、企業・法人等
- 申込金額 一口 50,000円

※一口の単位に関わらず、一口未滿または複数口のご寄附も有り難く頂戴します。

お申し込み方法

在校生保護者

学校事務室へお申し出ください。郵便局専用の払込用紙をお渡ししますのでお振込みください。
※毎年11月頃に募集を行います。お振込みは随時受け付け致しております。
郵便の振込手数料をご負担ください。

卒業生、一般の方、企業・法人等

本校ホームページより「寄附申込書兼振込用紙送付依頼書」をダウンロードしてご記入いただき、FAXにて本校事務室まで送付してください。お申込受付後、「払込取扱票(振込通知書)」を送付いたしますので郵便局にてお振込みください。郵便の振込手数料をご負担ください。

お申込先

初芝富田林中学校高等学校 事務室
〒584-0058 大阪府富田林市彼方 1801番地
TEL 0721-34-1010 FAX 0721-34-1090

税制上の優遇措置について

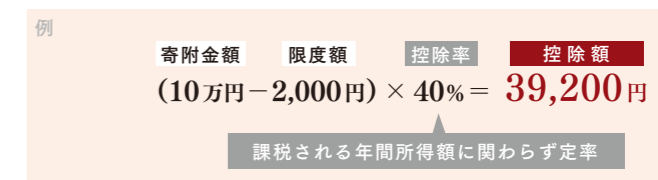
(1) 個人の場合

個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、一定額の控除(寄附金控除)を受けることができます。寄附金控除に係る制度には「所得控除」と「税額控除」の2種類があり、寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なるため、寄附者はより有利な優遇措置を選択することができます。

課税所得500万円の方が10万円寄附いただいた場合

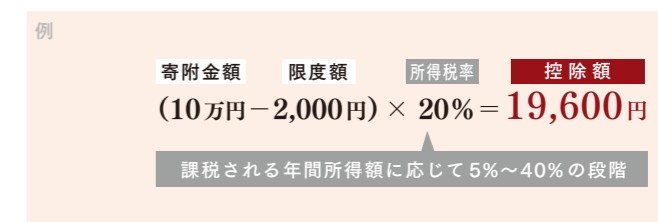
① 税額控除

右記の計算方式による「寄附金控除額」を当該年の所得税額から差し引くことができます。
(寄附金控除額は所得税額の25%を限度とする)



② 所得控除

右記の計算方法による「寄附金控除額」を、当該年の総所得金額等から差し引くことができます。個人がその年に支出した寄附金の額が2千円を超える場合には下記の計算方法によってその総所得金額等から控除できます。



③ 個人住民税の寄附金税額控除

住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

【利晶学園を条例指定している地方公共団体】
大阪府、堺市、和歌山県

